（令和7年度）健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」といいます。）は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定するとともに、その計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

1. 令和7年度決算に基づく数値

実質公債費比率、将来負担比率ともに数値は国が定める基準値を下回っています。

〇健全化判断比率　（単位：%）

指　標	令和7年度 数値①	早期健全化 基準	財政再生基準		前年度の 数値②	比較 ①－②
実質赤字比率	－	12.69	20.0		－	－
連結実質赤字比率	－	17.69	30.0		－	－
実質公債費比率	7.9	25.0	35.0		8.3	▲0.4
将来負担比率	53.1	350.0			35.4	17.7

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は、「－」と表示します。

〇資金不足比率　（単位：%）

会　計　名	数　値	経営健全化基準
港湾施設事業特別会計	－	20.0
水道事業会計	－	
工業用水道事業会計	－	
下水道事業特別会計	－	
病院事業会計	－	

※資金不足額がない場合は、「－」と表示します。

2. 健全化判断比率と資金不足比率

財政健全化法では、財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、**健全化判断比率**と**資金不足比率**を定め、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとなっています。

なお、健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標の総称です。

・実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合かを示す指標です。

・連結実質赤字比率

全会計の決算額を合算した額（実質赤字額）が、標準財政規模に対してどのくらいの割合かを示す指標です。

・実質公債費比率

一般会計等だけでなく、繰出金のうち公営企業債の償還に充てた額を含めた一般会計等の実質的な借入金の返済額が、標準財政規模（元利償還金等に係る交付税算入額を除く。）に対してどのくらいの割合かを示す指標です。

・将来負担比率

一般会計等が将来負担する見込額（地方債残高、公営企業債のうち一般会計等負担額、職員退職手当予定額等）が標準財政規模（元利償還金等に係る交付税算入額を除く。）に対してどのくらいの割合かを示す指標です。

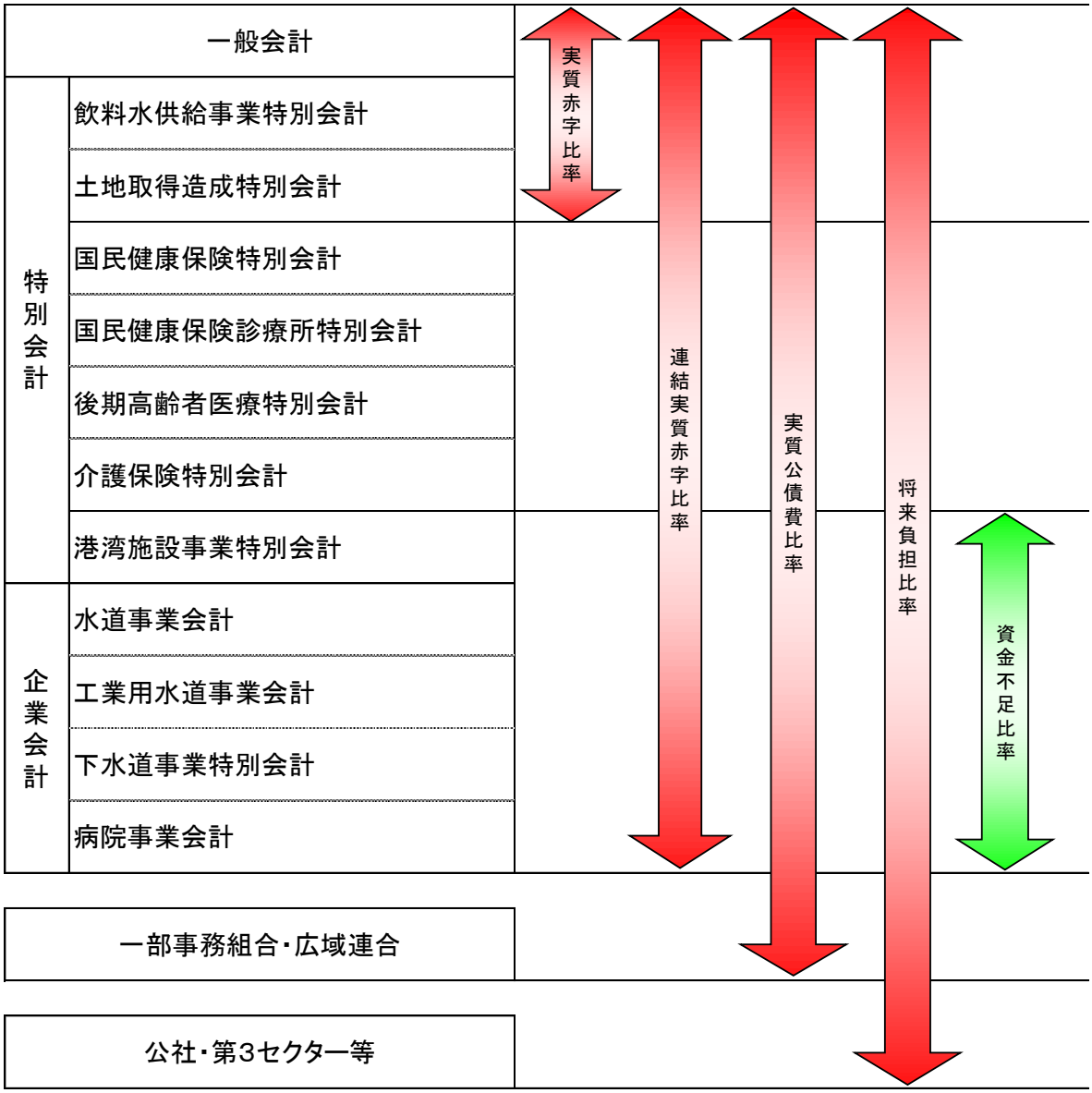
・資金不足比率

各公営企業の資金不足額が、それぞれの事業の規模に対してどのくらいの割合になるかを示す指標です。

※ 標準財政規模・・・地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源。（使途が特定されず、どのような経費にも使用できる収入の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額）

3. 対象となる会計

大洲市における健全化判断比率と資金不足比率の対象となる会計は下記のとおりです。



4. 早期健全化基準と財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが**早期健全化基準**以上となった場合は、**財政健全化計画**を、実質赤字比率、連結赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが**財政再生基準**以上となった場合は、**財政再生計画**を、資金不足比率が**経営健全化基準**以上となった場合は、**経営健全化計画**を定め、財政の健全化を図らなければなりません。

大洲市においては、すべての指標において基準値以下となっております。

